主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、別紙特別抗告申立書のとおりである。

ところで、証拠調請求却下決定に対する異議申立棄却決定のように、訴訟手続に関し判決前にした決定は、刑訴法四三三条一項にいう「この法律により不服を申し立てることができない決定」にあたらない(昭和二九年(し)第三七号、同年一〇月八日第三小法廷決定、刑集八巻一〇号一五八八頁、昭和三五年(し)第三号、同年二月二三日第三小法廷決定、刑集一四巻二号一九三頁参照)のであるから、本件抗告は不適法である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和四三年一二月二〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁	判官	草	鹿	浅	之	介
裁	判官	城	戸	芳		彦
裁	判官	石	田	和		外
裁	判官	色	Ш	幸	太	郎
裁	判官	村	上	朝		_